

第 号  
年 月 日

高島市長

〒  
住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

道路の通行禁止または制限について（依頼）

このことについて、道路法46条第1項の規定により下記のとおり依頼します。

記

1. 路 線 名
2. 場 所
3. 禁止または制限理由
4. 禁止または制限区間
5. 禁止または制限期間 年 月 日から 年 月 日まで  
時 分から 時 分まで
6. 禁止または制限対象 通行禁止、車両通行禁止、二輪車以外の自動車通行禁止、  
大型自動車通行禁止、片側通行、徐行注意
7. 保 安 設 備 イ 警戒標識（工事中、作業中、注意）  
ロ 交通制限標識（工事中、作業中、注意）  
ハ 工事標示板、照明  
ニ 迂回路標示板  
ホ バリケード、反射式バリケード  
ヘ 夜間赤色灯、昼間照明灯
8. 施 工 業 者
9. 担 当 者

1. 依頼書には次の書類を添付してください。

- (1) 位置図（1／2500程度）
- (2) 保安施設・交通整理員配置計画図
- (3) 迂回路図（通行禁止の場合）
- (4) 保安施設図
- (5) 協議先一覧表（3を参照）
- (6) その他関係書類

2. 依頼書の提出部数は次のとおりです。

片側通行または徐行注意の場合 5部

上記以外の場合 7部

3. 関係機関への事前協議および通知について、次のとおりお願いします。

通行規制によって影響が及ぶ付近施設や周辺住民には、できるかぎり事前に協議を行って下さい。場合によっては、相当な準備期間を要することも考えられるため、実施期日までに余裕を持った対応をお願いします。また、別表にて協議先を報告して下さい。協議および周知が必要な機関・団体については各地元区長・自治会長または各支所等に確認してください。承認後、具体的な期日が確定したら、実施者により関係機関および近隣住民への周知をしてください。なお、下記機関へは市で通知を行います。

\*全ての禁止または制限を通知

- ・高島市消防本部
- ・高島市役所各支所・新旭振興室（該当地域の庁舎のみ）

\*「片側通行」および「徐行注意」を除く禁止または制限のみ通知

- ・地元区長・地元自治会長（該当地区のみ）
- ・バス運営会社（江若交通株式会社・湖国バス株式会社・西日本ジェイアールバス株式会社のうち、該当会社のみ）

4. 事務処理期間について

通常、承認書を交付するまでに警察協議も含めて10日程度を要します。実施予定日までに余裕を持って提出をして下さい。（その後、警察の道路使用許可を得ていただくには最低3日は必要です。）

(別表)

道路の通行禁止または制限に伴う協議先一覧表

路線名	
場所	
禁止または制限理由	
禁止または制限区間	
禁止または制限期間	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで
禁止または制限対象	通行禁止、車両通行禁止、二輪車以外の自動車通行禁止、 大型自動車通行禁止、片側通行、徐行注意

○重要関係機関

関係機関名	協議の必要	協議の有無
高島警察署	要	道路管理者より協議
高島市消防本部	要	道路管理者より通知
高島市役所各支所等 ( )	要	道路管理者より通知
地元区長・自治会長 ( )	要 ・ 不要	済 ・ 未
市営バス運営会社 ( )	要 ・ 不要	済 ・ 未

○市役所関係機関

関係機関名	協議の必要	協議の有無
保育園	要 ・ 不要	済 ・ 未
児童福祉施設	要 ・ 不要	済 ・ 未
ごみ収集会社	要 ・ 不要	済 ・ 未
公立病院	要 ・ 不要	済 ・ 未
介護・福祉施設	要 ・ 不要	済 ・ 未
小中学校	要 ・ 不要	済 ・ 未
スクールバス運営会社	要 ・ 不要	済 ・ 未
幼稚園	要 ・ 不要	済 ・ 未
給食センター	要 ・ 不要	済 ・ 未
公民館・文化ホール	要 ・ 不要	済 ・ 未
その他 ( )	要 ・ 不要	済 ・ 未
その他 ( )	要 ・ 不要	済 ・ 未
その他 ( )	要 ・ 不要	済 ・ 未

○その他関係機関・団体（下記を参考に必要な機関があればご記入下さい。）

--

参考：市役所以外の官公庁、電力・ガス・水道会社、通信・電話会社、新聞店、宅配店、学  
童保育所、児童福祉施設、保育園、学校、幼稚園、バス・タクシー会社、冠婚葬祭店、組合・  
団体・公社、運送会社、病院・医療機関、介護・福祉施設、観光施設、地縁団体 など